

被災三県(岩手・宮城・福島)に事業所のある中小建設事業主限定 建設教育訓練助成金制度のご案内

H23年11月24日～H24年3月31日までの期間限定

登録教習機関に委託して建設関連の技能講習を行う場合、

委託費の助成割合が7割から**9割**に引き上げます。

対象となる事業主

- ・ 資本金3億円以下または従業員が300人以下の建設業で、被災三県に事業所があること
- ・ 雇用保険料率が1000分の18.5である
- ・ 受講者が雇用保険の被保険者
- ・ 事業主が受講料を負担すること
- ・ 労働保険料を過去2年を超えて滞納していないこと

建設業とは下記の28業種

土木工事業	建設工事業	大工工事業	左官工事業
石工事業	屋根工事業	電気工事業	タイル・レンガ・ブロック工事業
板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	舗装工事業
鋼構造物工事業	鉄筋工事業	防水工事業	鳶・土工事業
さく井工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業	内装仕上工事業
建具工事業	清掃施設工事業	消防施設工事業	機械器具設備工事業
管工事業	造園工事業	しゅんせつ工事業	水道施設工事業

対象となる技能講習・特別教育（仙台教習センターの場合）

講習名		コース	受講料	助成種類	備考
技能講習	車両系建設機械 (整地)	14h・18h	30,000	経費助成（受講料の9割） と 賃金助成（日額最大7,000円）	受講後2ヶ月 以内に申請
		38hコース	50,000		
	玉掛け	各コース	18,000		
	小型移動式クレーン	各コース	25,000		
	高所作業車	各コース	35,000		
	ガス溶接		12,000		
車両系建設機械(解体)		10,000			
特別教育	小型車両系建設機械		10,000		
	ローラ運転(締固め)		10,000		
	ウィンチ(巻上げ機)		10,000		
	クレーン取扱い		10,000		

助成金をご利用の場合は、各講習の申込時にご相談ください。必要な書類一式を準備いたします（諸費用無料）

※被災三県以外の事業主は従来通り7割です